会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会 議 名 姬路市職員倫理審査会

4 出席者又は欠席者名

(出席者) 姫路市職員倫理審査会委員5名

(事務局)副市長、総務局長、総務部長、職員倫理課長、職員倫理課長補佐、職員倫理課係長、 職員倫理課主任

5 傍聴の可否及び傍聴人数

傍聴可、傍聴人1名

6 議題又は案件及び結論等

- 1 姫路市職員倫理審査会会長及び副会長の選出
- 2 令和2年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例(規則)の運用状況等 について
- 3 諮問事項「不当要求行為に該当するかどうかを判断し難い事案について」

7 会議の全部内容又は進行記録

詳細については別紙参照

1 開会(14:00)

(副市長挨拶) (副市長退出)

(委員紹介 及び 会議成立確認)

2 姫路市職員倫理審査会会長及び副会長の選出

(委員互選により会長及び副会長選出)

3 令和2年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例(規則)の 運用状況等について

会長事務局からの説明の前にお諮りしたい。

手元に、本日の資料として資料1、資料2、資料3の3種類の資料が配布されているが、特に資料3については、現在継続中の事案であるため、本審査会の条例第13条第7項に基づき、特に本審査会が必要と認める場合に該当するものとして非公開とさせてもらいたいと思う。これは、姫路市情報公開条例第7条第5項に規定する実施機関の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある部分が含まれていると考えられるので、資料1と資料2は公開として、資料3に係る部分については非公開とさせてもらいたいと思うが、それで良いか。

委員 (異議なし)

会長 次第の4項目目の諮問事項、不当要求行為に該当するかどうかを判断し難い事案については、姫路市情報公開条第7条第4号に規定する、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」と考えられるため、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例第13条第7項の審査会が特に認める場合に該当するものとして、本諮問事項に関する審議については、非公開としてはどうかと思うが、それで良いか。

委員 (異議なし)

会長 それでは、事務局より資料1及び資料2について説明をお願いしたい。

事務局 ≪事務局から資料1、資料2の説明≫

会長 ただいまの説明に関し、ご意見やご質問があればお願いします。

委員 資料2の11番、12番について、おそらく同一人物だと考えるが、組織の管理や職員個人の資質に問題はないのか。

事務局 通常の事務手続きにかかる時間すら待てない、早くしろ、と執拗に求められている事 案である。

委員 職員本人の責任や、監督責任はないのか。

事務局 職場内でも事務手続きに関する研修は行っているが、多少不慣れな職員がいる場合も ある。しかし、この2つの事案については、通常受忍いただくレベルの時間でさえ待て ないという主張を繰り返している。不慣れな部分についてお叱りを受けても仕方のない 部分があるのは承知しているが、本事案についてはそれを超えるレベルの要求があった ものである。

委員 おそらく同一人の事例だと思う。こういった場合は、担当者だけでは感情的なものが 入ってくることもあるので、管理者や上司が対応した方が良い時もあると考える。

警察に通報した例はあるか。

事務局 資料2の2番、4番、5番、6番、9番、20番の6件である。

委員 警察にどんどん入ってもらった方がいいという事はないのか。あんまり多いと何か差 し支えるのか。

事務局 現場ではどうしてもトラブルが起こってしまうが、例えば、長時間の居座りが続くなどの過剰な要求があれば、相手方にこれ以上の要求にお答えすることはできませんので、 退去してください等、毅然と退去を求めるよう指導している。それでも退去いただけな ければ通報する旨を宣言し、通報するように指導している。

委員

令和2年度の不当要求行為20件というのは、要望等の全件記録化がなされてからの 4年間で何番目か。

事務局

平成29年度が25件、平成30年度が27件、令和元年度が11件、令和2年度が20件であり、過去4年間で3番目の数となっている。

委員

令和元年が少なかったという事か。

事務局

令和元年が少なかったこともある。令和2年度では、特に消防関係の不当要求が増えている。

委員

コロナ関係で増えたという事もあるか。

事務局

行為者が自身の状況につき判別ができずに救急車を要請したところ、搬送の必要がないと判断された結果、いさかいとなったという事案もある。

委員

図書館はコロナの関係で入館時間が30分以内と制限されている。自身も図書館を利用した時に不慣れな職員を見かけることがある。資料2の11番と12番の職員が同じであるとすれば、2カ月も経過しているのにスキルアップしていないということについても考えなければいけないと思う。

委員

資料2の8番は公民館の事案か。

事務局

公民館の事案である。

委員

この件はたまたま現場に居合わせたため、不当要求行為として報告するように現場の職員に伝えた。これまでも一般市民から暴言を吐かれるといった事案が何回もあったと聞いているが、不当要求行為としての報告はなかった。他の現場でも、同様に不当要求行為があったにも関わらず、報告が上がっていない事案があるのではないか。記録に残されない、見えない事案を無くし、要望等の全件記録を行き渡らせることが一番のポイ

ントであると考える。

事務局

委員ご指摘のとおり、8番は委員のご指摘で発覚した事案である。当該事案では不当要求行為者と対応した職員はプロパー職員ではなかったという状況であった。今回は市に対する苦情を受けた者が存在するため、件数としてカウントしているが、今後、同様の職員について、条例上の対象職員とすることを明示するなど、運用上見直しが必要な部分もあると考えている。

会長

よろしいでしょうか。

それでは、<u>資料3</u>に移ります。ただいまから、会議を非公開としたいと思います。それでは、事務局より<u>資料3</u>について説明をお願いします。

【非公開】

閉会(15:45)